

## NHK への追加質問事項

① NHKに対する消費者相談では、「衛星契約の勧誘を強引に行われ契約してしまった後、受信機器がないことが証明されたが返金が納得いく形で行われていない」というものがあります。

具体的には

- ・いつから受信機器がないか証明できないため返金が行われなかった
- ・協会から送られてきた衛星受信状況の確認書を間違えて返送し、衛星契約になってしまった
- ・地上波との差額の返金を求めたが、契約当初まで遡ってもらえなかったなどの相談があります。

返金の仕組みについて、一定の基準があるのでしょうか。(長田構成員)

NHKでは、訪問により衛星契約のお手続きをいただくにあたっては、お客様がお使いの受信設備について、パンフレット等を活用して丁寧にお尋ねするとともに、お客様ご自身でNHKの衛星放送のチャンネルにあわせていただき、画面のロゴや現在放送されている番組を確認していただくなどして、衛星放送の受信確認を行ったうえで衛星契約の締結をお願いするよう、訪問員に指導しています。

また、ご契約後には、お客様にお手続き内容をご案内するダイレクトメールを郵送し、ご契約内容をご確認いただいています。

お客様が契約当初から衛星放送が受信できる受信設備をお持ちでないにも関わらず、誤って衛星契約を締結していただいた場合は、契約時からご返金する必要があると考えています。お客様からお申し出があり、NHKでその事実が確認できた場合は、すみやかにご返金しています。

NHKでは、今後とも、お客様に手続き内容についてご理解・ご確認をいただいたうえで受信契約の締結をお願いすることを徹底するとともに、ご返金の対応等にあたっては、事案ごとに適切に対応してまいります。

② 調査研究投資の比率は概ね2%程度以下で、NTT等に準じておりSONY等は例外的とのことでしたが、会計上の考え方や方法も少し異なるとは承知の上で、民放各社との比較はなされているのでしょうか。なされている場合、他と比較した現状はどうでしょうか。(西田構成員)

放送法では「放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと」がNHKの必須業務として規定されていることから(第20条第1項第3号)、NHKには放送界全体の進歩発達に貢献する研究開発が期待されており、民放各社における研究開発とは求められる役割が異なると考えています。

実際に、NHKは日本で唯一の放送技術に関する総合的研究機関として放送技術研究所を設け、ハイビジョンなどの放送方式の標準化や、フレキシブルディスプレイなどの先駆的な技術の研究・開発を行い、得られた研究成果をNHKだけではなく、民放を含めた放送界や放送関連の産業分野にも活用いただくことで幅広く社会に還元し、視聴者サービスの向上に貢献してきました。

なお、総務省統計局「科学技術研究調査の結果」に記載の「企業における研究活動」で放送業に携わる民間企業の総売上高に対する研究投資比率を見ると、平成30年度の放送業(民間)の研究開発支出は0.08%(対総売上高比)となっています。

③ 子会社の営業利益率に関し、NHK発注分が3.1%、それ以外が5.8%だとの説明を頂戴しました。(関口構成員)

1) NHK以外からの業務受注につきましても資料2-3-1・32頁のような経年推移をお示し下さい。

推移については、平成26年度以降でお示ししますと、以下のようになります。

【NHK取引以外の営業利益率】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利益率	2.8%	2.7%	3.7%	5.2%	5.8%

なお、平成30年度の子会社におけるNHKとの取引における営業利益率は、資料にも掲載しました通り、2.9%（平成30年度）となっています。

2) また、NHK以外からの営業利益率が5.8%と、NHK分の営業利益率よりも高いことの原因分析についてもご教授下さい。

NHK以外からの受注は随意契約が極めて少ないと想定され、一定程度の競争環境に晒されている中で受注活動が行われていると思われるにも関わらず、NHK以外の受注分の営業利益率が高いことの原因をどのように分析されていますでしょうか。

NHK以外の取引で利益率が高くなっているのは、見える化の実施以後、NHKの各関連団体で不採算事業の見直しに取り組んだほか、日々の営業努力とコストダウンを図りながら利益を確保し、受信料への還元を図れるよう努力をしてきたことによるものと考えています。

3) 営業経費の共通費に関し、配賦に用いられているコストドライバと費用配賦の結果（NHK受注分に配賦された営業費の額と、NHK以外からの受注分に配賦された営業費の額）についてご教授下さい。

いわゆる営業費を含む販管費は、各社の業務及び費目の特性に応じて配賦を行っています。このうちご質問の営業費（＝広報費や交際費など注文を獲得するための費用）については、基本的に、NHK取引においては発生しないと考えているため、原則、NHK取引には配賦させず、NHK以外取引に計上するよう求めています。

4) 平成 26 年度から平成 30 年度にかけて、NHK の子会社の費用配賦について、大きく影響を与える見直しは行っているでしょうか。行っている場合には、どのような内容でしょうか。

子会社の販管費の配賦について、平成 26 年度から平成 30 年度の間に、大きな見直しは行っておりません。

## NHK経営委員会への追加質問事項

経営委員会・監査委員会の体制は具体的にどのようなになっているのか。  
(大谷構成員)

- 経営委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣により任命された12名で構成されています。
- 経営委員の中から、互選により経営委員長を選出し、委員長職務代行者を指名するとともに、役員職務の執行を監査するため、3名以上の監査委員を任命することとなっています。
- 現在、監査委員会は、常勤1名、非常勤2名、合計3名の委員で構成されており、定期的に監査委員会を開催し、必要があれば調査を行い、経営委員会に活動内容を報告しています。
- 放送法によって、経営委員会は、事務局に関する体制を整備することとなっています。改正放送法により、経営委員会について、議決事項の追加や意見募集の実施が定められたことなどをふまえ、2月に経営委員会事務局の職員を増員し、現在、9名の体制となりました。内部統制関係議決に基づき独立性を保ちつつ、必要により外部の知見も活用して業務にあたっています。
- 監査機能の強化が図られた改正放送法成立を受けた昨年6月に監査委員会では事務局職員が1名増員されて、6名の体制となりました。また、法改正を受けて、内部統制関係議決において、「監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員より指揮命令された業務に関して会長、副会長及び理事の指揮命令を受けない」という文言を新たに加え、さらなる独立性を担保しました。

## 民放連への追加質問事項

スライド最終ページ「NHKへの要望」のなかに、「4. ネット配信事業における民放事業者・NHKの連携」という項目があります。本日のご説明の中には、地方局字幕へのAI活用等の技術に関するご説明もありましたが、当該連携の要望はネットに限定したものか、それとも放送も含みうる要望か、詳しいご説明をお願いできますでしょうか。（西田構成員）

- 説明資料の最終ページに記載した「4. ネット配信事業における民放事業者・NHKの連携」については、当連盟が2018年10月に公表した「NHK常時同時配信の実施に関する考え方」を引用したものですが、これは、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、NHKテレビ放送のインターネット常時同時配信が検討されるなかで、当連盟として重要と考える事項を8項目にまとめたものです。そのため、ネット配信事業における連携に焦点を絞った表現としております。
  
- 一方、日本の放送事業は、NHKと民間放送が相互に競争・協調しながら発展してきており、放送分野でのNHKとの連携・協力が重要であることは言うまでもありません。今後も引き続き、特に放送技術・放送サービスの開発や、新しい放送メディアの普及推進などを中心として、放送分野におけるNHKの先導的な役割に期待しております。

## 新聞協会への追加質問事項

資料中「インターネットでのニュース配信に関しても、既に民間によって市場が形成されており、受信料を財源とするNHKが参入すること自体が市場をゆがめる。NHKのインターネット活用事業はあくまで「放送の補完」であり、抑制的に運用されるべきだ。」との記述が見受けられます。関連して、近年の新聞業界の経営環境の変化のなかで、新聞社の取材網縮小や通信社の活用が拡大しているようにも思われる一方で、ネットメディアや民放のそれらの拡充は一向に進まず、新聞協会もご指摘のように、確かに新聞各社の取材力情報網が依然優位にあるようにも思えますが、そうであれば、放送における二元論的な考え方の拡大や、むしろ連携強化で現状に対応するような考え方もありえるように思いますが、いかがお考えでしょうか。(西田構成員)

- ご質問いただいた内容には広くジャーナリズムの在り方にも及ぶ部分があり、NHKの在り方について議論する検討分科会の範囲を超えているところがあると存じます。ご指摘いただいている連携強化も、民間企業である各新聞・通信社の個別判断となるものです。その上で、繰り返しになりますが、既に民間によって形成されている市場に、受信料を財源とするNHKが参入することの影響の大きさを考慮し検討いただくことを希望します。NHKの業務範囲拡大につながりかねない点については、極めて慎重な議論が必要だと考えています。

インターネットでのニュース配信市場にNHKが参入することで、具体的に市場にどのような影響が生じているのでしょうか。(大谷構成員)

- そもそも利益を前提としていないNHKとその子会社が、民間市場で利潤を求めることは放送法と受信料の本旨にもとります。税金に極めて近い受信料を原資とするNHKが民間の市場に参入すること自体、影響が大きいと考えています。

NHKのインターネット活用事業はあくまで「放送の補完」であり、抑制的に運用されるべきとの見解ですが、「放送の補完」を超えていると感じている部分がありますでしょうか。(大谷構成員)

- ニュース配信市場への参入がまさに「放送の補完」を超えている事例ではないでしょうか。分科会には「放送の補完」の範囲を定義いただき、子会社の業務を含めて検証いただきたいと考えています。